慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	キリシタン教会内の非会員日本人 : II 教会組織の構成と問題及び教会と日本人の関係について
Sub Title	Japanese laymen in the early Jesuit missions : (II). On the number and personal history of them
Author	柳田, 利夫(Yanagida, Toshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1978
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.49, No.1 (1978. 7) ,p.85- 108
JaLC DOI	
Abstract	イエズス会内の非会員日本人の区分、役割・性格等については、既にIで述べた。本稿ではそれを承けて、非会員日本人の布教団構成上における比重とその変遷、教会に彼等が属するに至る経緯等を中心に、若干の報告を行ないたいと思う。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19780700-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

キリシタン教会内の非会員日本人

Ⅱ　教会組織の構成と問題　及び教会と日本人の関係について

柳田利夫

イエズス会内の非会員日本人の区分、役割・性格等については、既にⅠで述べた。(1) 本稿ではそれを承けて、非会員日本人の布教団構成上における比重とその変遷、教会に彼等が属するに至る経緯等を中心に、若干の報告を行ないたいと思う。

一

イエズス会には、各布教地について毎年小カタログ Catalogi Breves を、三年毎に三年カタログ Catalogi Triennales を作成する、という制度があり、日本についても一五七九年以降、独立したカタログが作成、送付され、ローマを主とするヨーロッパの文書館に現存している。(2) このカタログは基本的には、各布教地におけるイエズス会会員名や人数及びその維持する修院・教育施設・資産・所有物等をローマの本部に報告する、という目的のもとに作成されている。このため、カタログから非会員日本人の人数が把握できない場合も多々あるが（無論、名前は全くと言ってよい程、記されていない）ある特定の時期における布教団構成を全体的に俯瞰してゆくためには、カタログをどうしても中心にして検討する必要がある。勿論、この他に年報、一般書翰類も同様に重要な史料として検討せねばならないが、本稿では史料利用上の便宜もあってカタログを主たる史料として布教団構成を論じてゆくことにしたい。

次に示す表は、このような基本方針のもとに、適宜他の史

料をも利用して作成した布教団構成を示したものである。この表は、布教団構成を前稿の区分に基いて実数で示していったもので、左からパードレ・イルマン（以上イエズス会会員）・セミナリョの同宿・その他の同宿・看坊・モッソの順に並べてある。但し、史料上の制約から、いくつかの区分を合計した形でしか示し得なかったものもある。（なお、グラフ上の△は他史料に拠って区分したものであることを、Cは「約……」を、Pは「……以上」を、それぞれ示している。また、参考として教会数も若干掲げておいた。）また、日本カタログにはマカオ在住の者も含む場合があるが、ここでは原則として日本国内に居住する人員のみを対象にして表を作成している。(3)

この表で見る限りでは、次の三点を指摘することが可能かと思う。まず第一点は、非会員の構成比が一五八八年以降増加を続けていること。即ち、布教団中に占める非会員の比重が漸増していること。第二点は、非会員の中でも、同宿以外の、モッソや看坊といった者達だけで布教団の過半数を占めていること。第三点は、パードレ・イルマンといったイエズス会会員及び、セミナリョの同宿のような会員予備軍は、一五九一年前後を頂点とし、以後ほぼ飽和状態が続くのに対し、布教団全体は少なくとも一六〇三～〇四年頃迄は増大を続けていることである。以上三点は、結局、セミナリョの同宿以外の同宿、看坊及びモッソの絶対数が増加し、その比重も同時に高まっていったことに帰因していると言える。

一六〇四～〇七年にかけて、イエズス会は次第に負債を負うようになるといわれているが、(4)その一因として、これらの者の増大による人件費の増加を考慮にいれることができるように思われる。但し、看坊については、前述のように、不十分ながらキリスト教徒からの援助が期待されており、その人数の増大がみられたにしても、それが直ちにイエズス会の財政を大きく揺がしていったとは考えにくいようである。(5)

一六〇九年以降、即ち、イエズス会が恒常的負債に悩まされるようになってからの布教団構成を、全体にわたって、確認できる史料は、パードレ・イルマンについては別にし

日本イエズス会布教団構成　1582—1609

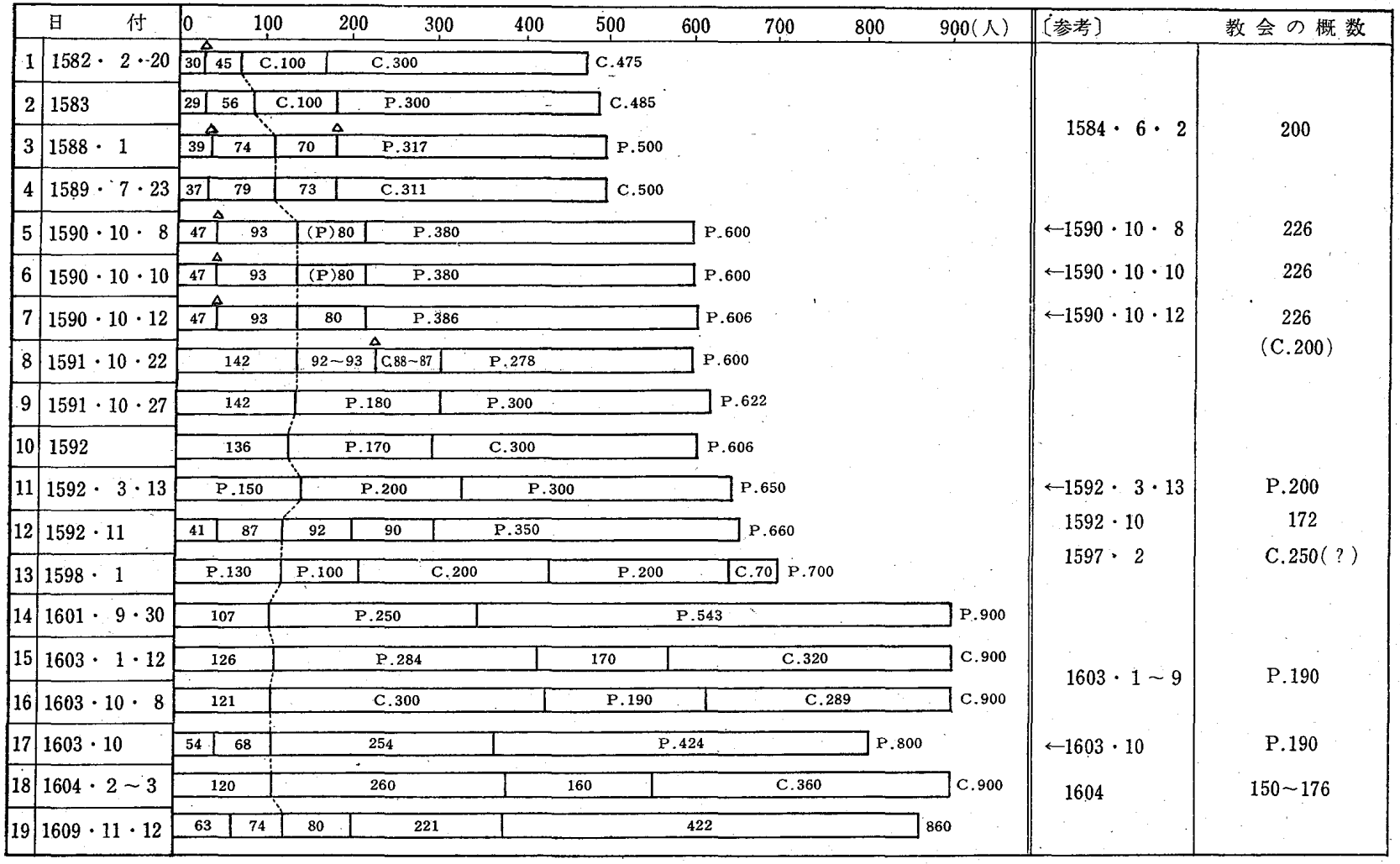

ても、あまり見ることができなくなってしまう。[6] このため、現在のところ、この表を続けることができないが、概ねのところは一般書翰に拠り知ることができる。

有名なマードレ・デ・デウス号事件により、イエズス会は投資した資産をペッソアの船の自爆とともに失なってしまい、経済的に極めて重大な打撃を蒙ることになったわけであるが、アフォンソ・デ・ルセナ Afonso de Lucena は、一六一〇年二月二八日付の書翰でこの事件に触れ、次のように述べている。

「我々が日本で持っている多くのパードレやイルマン、同宿やモッソや奉仕人 gente de serviço をいかにして維持できようか！ そして、その上、この損害にもかかわらず、我々はなくてすませることのできる奉仕人を罷めさせることができない。人員を減らすために多くの協議が行なわれたが、今になっても状況に適応する心得ができていない。日本では全く解決策がなく、我々が実行すべき修道会士的規律を改善するための方法も、私は知らない。〔中略〕私は総会長に対し、我々が沈んでしまう前に、迅速に解決策を命じてくださるよう乞うものである。[7]」

この書翰は、ルセナが事件後の会の窮状を訴えたものであり、彼は「なくてすませることのできる奉仕人を罷めさせることができない。」と書いており、協議がそのために開催されたにもかかわらず、効果のなかった様子を窺わせる。これらの奉仕人を罷免できなかった理由について、彼は明確な事由を述べていないが、この書翰からは、恒常的な財政悪化に追い討ちをかける結果となったマードレ・デ・デウス号事件による多大な損失にもかかわらず、奉仕人が簡単には減少しなかったと推測できるようである。

幕府によって、全国的な禁教令が公布された後の状況について、当時、日本の財務担当プロクラドールであったカルロ・スピノラ Carlo Spínola は、一六一五年三月二五日付で長崎から総会長に宛て、

「たとえ、良き我が主が全ての修院の破壊を許さず、力ずくで我々に対し人員を減らすようにさせなかったとしても、今年、我々は彼等を維持するもの〔資産〕を持たなかった。また、パードレ達は〔マカオ〕に戻り、同宿や奉仕

のモッソの大部分を、慎しみがほとんどなかったという大なる評判をもって、減らすよう強いられたのである。[8]」

と書き送り、迫害の開始よりむしろ、財政面での負債が主因となって、「同宿や、奉仕のモッソの大部分を……減らすよう強いられ」るに至った事情を述べている。スピノラ自身は、財政面からも、清貧理念の面からも、個人的にはむしろこの人員の減少を歓迎していたようである。日本の財政悪化の原因と、その解決策について同じ書翰の中で言及し、次のように書いている。

「第三の原因は、卑しい慣習に陥っているためにおこる必要のない同宿や奉仕のモッソの増加である。というのは今でも各パードレは私的なひとりの同宿とモッソを連れている。また、この他に、修院の仕事のために他の者が必要である。更に、ある仕事に奉仕できるイルマン達も、むしろ、奉仕されることを望んでいる。また、大きな修院に住んでいる者はなまけ者だからである。また、たとえ、一人のパードレには、毎年、食費に一八ドウカード以上はかからず、衣服や来客、修院の装飾品等の他の臨時の出費を加えても二五ドウカードしかかからないとしても、同宿に対し一四、モッソに九ドウカードをつかうから、〔結局、パードレが一人いると合計で〕毎年、四八ドウカードになってしまう。[9]」

以上のようなスピノラの見解の背景については、既に前稿で述べたのでこれ以上触れないが、この史料から、迫害そのものよりむしろ、財政悪化が主たる原因となって、布教団が縮少されていった状況が認められると思う。

しかし、そうは言っても、個々の宣教師達にとって従来の習慣を急に改めることはかなり困難であったようで、前引のスピノラ書翰にもそのことは読みとれるが、一六一八年一〇月八日付長崎発のマテウス・デ・コーロス Matheus de Couros の書翰には、次のように記されている。

「食糧を買って来て、それを調理し、衣服を洗い、その他、こういった類の仕事をする一人の奉仕のモッソと、ミサやその他キリスト教界の職務において、援助を行なう一人の同宿を、各パードレは同伴している。大変苦労の多い所にいるパードレは、欠くことができないので、二人のモ

ッソを連れている。各パードレと、彼に同伴する同宿やモッソの維持のために、毎年、五〇クルザードが与えられている。また、他に、土地の習慣に従って、借家主とか他の恩のある人に、何か、常に贈物をするために、八クルザードが彼に与えられている。[10]」

二

次に、これらの非会員日本人が教会に属するに至った経緯について述べてみたい。

セミナリョの同宿が、聖職者となる目的、意志を持っていたことは、本人・親・イエズス会ともに認めていたところで、看坊もまた、（イエズス会会員となることを目指したか否かは措くとしても）一応、布教事業に直接参加する、という意志を持っていたと思われ、これらの人々にとって、教会にはいるということは、ある程度主体的な目的を持った自主的な行為であったろうと推測される。しかし、非会員日本人が全てこういった、いわば「神に対する奉仕」のために教会にはいった訳ではなかったようである。この事は、モッソが原則として、仕着せ給金払いの奉公人といった性格を持っていることからも窺えるが、モッソの中でも、特に、捕われの身の者について検討することによって、一層明らかになってゆくと思われる。

捕われの身の者については、既に、前稿四章で触れたが[11]そこでは、インド及びローマでの決定事項が日本でも効力を持ち、それに従って日本国内においても、捕われの身の正当性についての調査が行なわれたと考えられることを指摘しておいた。そういった事情を背景にして、日本イエズス会が具体的に、どのように対拠していったかを考えてゆきたい。

まず、ヴァリニャーノの「服務規定」には、次のように記されている。

「買いいれられるモッソについては、もし、捕われの身であることが正当でなく、確かなものでないならば、院長は相談をして、あらかじめ、正当と思われる一定の期間を決定するように。たとえ、住院のために買われる者であっ

ても、もし、それ〔奉仕期間〕を果したならば、自由にするように。一冊の帳簿に、モッソの氏名、買われた日付が彼に設定された捕われの身の期間とともに、書き込まれるように。それは、いつでも確かであるためと、他の院長が〔新に就任して〕来た時に、その帳簿に書かれ、定められている事を、守るようにするためである。(12)」

ヴァリニャーノは、同じ頃作成した「日本管区の摘要の補遺」Adiciones del Sumario de Japón の中で、正当性という問題について、次のように述べている。

「第四は、捕虜 captivos の問題である。これにも数多の問題と困難があり、日々彼等の間で行なわれている戦いが正義に合っているのか、いずれの側に道理があるのか、ということを判断するのは非常に難しい。それは、大多数の場合、我等の神及びその天使のみが決定しうるものと思われる。なぜならば、日本には五百年以上、戦乱や領地、領主の変更があり、各人ができるかぎり他人の領土を占領しようとする原因や目的は極めて多く、かっては主君であった者に対してさえ謀叛を起こすのであるから、いずれの側に正義があるのか解らない。したがって、いずれが真実の捕虜 verdaderos cautiveiros であるのか判断できない。

今、関白殿が中国人に対して公の戦いを始め、既に高麗国 el reino de Korai を征服した。これは、実際にはなんらの理由もなく、ただ征服欲に動かされたものと思われるが、戦いに行くか、自分の領地を失なうか、皆死ぬか、いずれかを強いられて、自らの意志に反して戦いに行ったキリスト教徒に対し、この戦で得た獲物を総て返還せよと、誰が強制しうるであろうか。もし、他の物を獲物にすることができるなら、人間を捕虜にすることもできるように思われる。しかし、結局、我等は今できることをし、更に確実で、良い解決策がローマから来るのを待っている。(13)」

ヴァリニャーノは、先の「服務規定」の作成にあたり、捕われの身や正当性に関し、このような見解と、状況判断を行なっていたと思われる。いずれにせよ、イエズス会が正当でないと判断されるモッソを買いいれ、一定の奉仕年限を査定し、利用していたのはほぼ間違いのないところであろう。そして、こういった不正な者の中には、日本国内

の戦乱によるものばかりでなく、朝鮮侵略戦争による捕虜も存在した可能性が窺えるのである。

一五九八年九月四日には、日本司教ルイス・セルケイラ Luis Cerqueira を中心に、長崎で人身売買に関する協議会が開催されている。その記録には、

「私の前任者ドン・ペドロ Don Pedro 司教聖下は、たとえはじめは買われたモッソやモッサが日本から〔マカオあるいはゴア等へ〕運ばれるのに許可を与えていたし、むしろ、奉仕年限〔契約書〕に署名してやったり、彼等のうちの何人かに署名させたりしていたが、日本に来て経験を積んだ後、この捕われの身分 cativeiros や奉仕年限から生じた大なる不都合を知り、インドに出発するに先立ち、一通の破門規定を公布した。(14)」

と書かれており、この記録に拠る限りでは、司教ドン・ペドロはマカオにおいて日本人や朝鮮人モッソの奉仕年限契約に介入していたと見ることができる。これには、立場こそ違え、教会内のモッソの奉仕年限に関する先のヴァニャーノの規定と相通ずるものが見られる。もっとも、ペドロ司教は来日後、それらに起因する不都合を知り、かかる行為をやめ、逆に人身売買の禁止という方針を打出したと記録は語っているわけである。

日本国内でも同様に、イエズス会士がこのような奉仕年限契約に介入していたことを窺わせる記述が、ヴァリニャーノの「弁駁書（アポロヒーヤ）」Apologia に見られる。

「日本に司教がおらず、マカオの司教が、パードレ達に対し、ポルトガル人が買った日本人の捕われの者が申し分ないものか、疑しいものかを調査するよう委ね、懇願してきていた間は、パードレは、不正や罪を避けるため、他にそれを行なう者がいないので、これについての処理を行ない、司教に提出するために、彼等が買った者に対して証書 Cédula を与えてきたことは事実である。その〔証書〕には、捕われの者に関して調べた理由 los títulos が述べられていた。しかし、関白 Cuambacu が自らのために長崎の港を占領し、捕われの身分としていかなる日本人も売られてはならないと命じた時〔一五八七年か〕以来、長い間これは行なわれていない。そして、司教が〔日本に〕いる

現在これについて処理を行なう必要はないし、パードレ達は、これを調査するような厄介な負担から、免がれるようになった。[15]」

このように、日本でも中国でも、司教やイエズス会士は捕われの身分に関し（特に奉仕年限契約について）何らかの形で介入していたわけである。しかし、これは海外流出する日本人・朝鮮人を対象としたもので、イエズス会が国内で使用していた者を直接対象にしてはいない。また、このような事に介入する不都合により、かかる行為は停止されたというわけである。

司教セルケイラはこの協議会で、前任司教の方針をうけつぎ、第一に禁令（破門規定）の再公布、第二に国王に同趣旨の勅令を要請するという二点を決議している。[16]この決議事項に続いて、前述の記録は、決議に至る動機を列挙しているが、そこでも中心は、正当性という問題であった。

「彼等〔協議会の出席者〕が心を動かされたのは、以下の理由による。第一のものは、その捕われの身の者から引き出される。というのは、この取引をよく調べてみると、売られる大多数のモッソやモッサは、盗まれたり、騙されたり〔誘拐〕された者で、結局、捕われの合法的名目なしに買われた者であると、経験から判断される。それ故、百のうち一つも合法的に買われてはいないと確言することができる。そして、それを買う者も、売る者も、更にこれについて同意する者も、その告解において非常に大きな害悪が存在するのが見られるからである。また、日本では、合法的な捕われの身の名目は極めて稀にしか立証されない。というのは、捕われの名目について正当で十分なものは当地では大変稀で、かつ、それも極めて疑しいものであるからである。[17]」

また、朝鮮侵略戦争による捕虜については、「また、朝鮮人Coreasについて言えば、彼等のうちの大多数は、日本人がその征服をはじめた時〔一五九二年〕、即ち今から六年前から、中国からのナウでこの地に来たもので、彼等は合法的な捕われの者ではない。というのは、日本の領主〔秀吉〕が行なっている戦争は不当であるからである。その理由は、朝鮮の王は中国の王の家臣であって、太閤様

Taicō Sama が、彼に中国征服行のためにその王国を日本から通行させるよう要求した時に、彼は単に自分の王に対して尽すべき忠誠を守るためばかりでなく、太閤様がこの通行によって自分から朝鮮をのっとってしまうか、少なくとも人民を滅ぼしてしまうと考え、恐れたため、それを拒否した〔ことから戦争がはじまった〕からである。そこで太閤は、彼に戦争を仕掛け、日本人は極めて多数の朝鮮人を捕虜にして日本に連れて来て、非常に安い値で売ったのである。そこで、ナウの着く港である長崎 Nãgasaqi の付近の日本人の多くは、絹でもってそれを見つけ買おうとするポルトガル人に売りに行くため、日本のいろいろな地方に朝鮮人を買いに行くばかりでなく、既に日本人に従っている地方で、人間を盗むために朝鮮に渡りもした。そして、悲惨にも彼等の多くはこの盗みの間に殺され、皆〔日本人〕は、中国からのナウのポルトガル人にこれを売って儲けようと、非常に心を動かされていた。(18)」

更にこの記録は、日本の様々な人身売買のケースにおける正当性について言及した後、次のように述べている。

「彼等のために、代価を支払って無信仰から救ってやるのであるから、何年かの奉仕年限が十分与えられる、ということに対しては、これらの売買を妨げることによって生ずる利益と、避けられる害は、キリスト教徒がほとんどできないことに比べて、遙かに大きく、普遍的であると答える。〔中略〕また、現在まで奉仕年限を与えることに慣れており、パードレもこの捕われの身を咎めていないとある者達が言うかもしれないが、それに関しては、以前、この捕われの身は世界中でほとんど利用されておらず、長い間非難されて来ており、我々は、日本においてこの地方に何年か前に導入されたと知っているだけであると返答する。何人かのパードレがこの種の捕われの身の者について言及しても、一般的にそれを利用するためにはそれを許しはしない。というのは、こうすれば、奉仕年限をもって、異教徒の全ての国民を捕われの身にしうるであろうが、パードレは非常に稀で、特別の場合しかそれを許さないからである。また、先年日本において、奉仕年限の査定が行なわれたが、それは現われた不都合や、害について、十分な経験

が持たれなかったためや、ポルトガル人が、モッソや、モッサをたくさん持ち、彼等を永久に捕われの身にしたのでこれらの売買をそれなしに妨げることができなかったからである。パードレは、二つの害〔永久の捕われの身と、奉仕年限契約〕のうち、より〔害が〕少なく、より捕われの身の者のためになるものを選び、それ〔売買停止〕を行なうことができない時には、彼に奉仕年限を査定したのである。また、日本での管轄権 jurisdição e Jappão[19] を持つ中国司教が、前述のパードレ達に〔奉仕年限の査定を〕行なうように勧めたことにもよるのである。」[20]

以上のように、結局、この協議会では「捕われの身の者としても、また、奉仕年限〔の者として〕であっても」日本人や、朝鮮人を国外に連れ出したり、売買してはならないという方針が確立されたわけである。また、奉仕年限の査定は、「不都合や、害について、十分な経験が持たれなかった」ことや、中国司教からの依頼があったことによるのであり、パードレ達は害のより少ない奉仕年限査定に、消極的に介入していたのであって、結局、現在では、非常に稀な場合を除いて、それに介入していないと述べているのである。

前述のように、この協議は本来、一般のポルトガル人による人身売買を対象にして開催されたと思われるが、その決定事項は、単にポルトガル人ばかりでなく、イエズス会側にも少なからぬ影響を与えたものと考えられる。なぜなら、既に述べて来たように、不正なモッソを買いいれていたという点では、イエズス会も決して例外であったわけではないし、朝鮮侵略戦争による捕虜を（消極的ながらも）認める見解を示したり、不正なモッソの買入れ規定を書き残したヴァリニャーノ自身もこの協議に参加していたからである。[21] そのヴァリニャーノが、この協議において如何なる意見を述べたかは極めて興味深い点ではあるが、記録は個人的な意見を全く記していない。[22]

次に、この協議の後、イエズス会がモッソに対し、どのような態度を、とったかを一六一二年のパシオの「服務規定」に拠って見てみることにする。彼は、第三章一二項で次のように述べている。

「買いいれられるモッソに対しては、もし、捕われの身であることが正当でなく、確かなものでないならば、院長は相談をして、正当と思われる一定の奉仕期間を決定するように。そして、そのために決められた一冊の帳簿に、モッソの名前を買われた日付や、彼に設定される奉仕期間とともに記入しておき、それ〔奉仕期間〕が果たされたならば、〔モッソを〕自由にするように。これは、いつでも確かであるためで、新任の他の院長が来た時も、帳簿に書かれている事を守るように。院長の判断で奉仕期間の決定がなされているのであるから、住院のパードレも同様の命令を守るように。」(23)

イエズス会自身は、一五九二～一六一二年の間、日本司教の人身売買禁令に左右されることなく、教会の労働力として彼等自身正当でないと認めているモッソを買いいれ、その奉仕期間の決定を行なうという方針を堅持していたと言うことができよう。

また、これまで述べて来たものとは違った経緯によるモッソも教会に存在したようである。

「母がしばしば殺してしまうような子供を、〔教会に〕受けいれることについての第三点に関しては、大変良いことに思われる。というのは、多くの魂を救済し、多くの罪を避ける上に、時とともに、教会が多くの奉仕人を持つようになるからである。これは、少なくとも三〇才までは教会に奉仕する義務が存在するはずだからである。三〇才までの奉仕の義務を負って、日本人女性キリスト教徒に預けられている女達についても、同様のことがなされ得る。(24)そして、たとえこの事が会憲 nuestro instituto からはずれていると考えられても、日本において我々がそうしなければ、それを行なう者はいないのである。また、大変新しいキリスト教界においては、時とともに日本人に教え任せるために、我々個有のものでない多くの事を始める必要がある。(25)」

この史料は、ヴァリニャーノが第一次日本巡察（一五七九～八二年）の総括報告として総会長に提出した「日本の諸事に関する摘要（スマリオ）」の一節であるが、ここでは、教会が間

引きや、捨子にされそうな子供をひきとり、養育していた事実について述べるとともに、その行為には、社会事業ないし救済事業としての性格の他に、三〇才迄の奉仕義務を負った労働力の供給源確保といった意図も、同時に含まれていたことを、ヴァリニャーノ自身が言明しているのである。

一方、捕われの身の者の中には、教会側が妻帯者は原則として解雇する方針であったため、結婚を口実に奉仕義務を免れようとする者もあったようで、教会はこれに対し、明確な方針を打ち出せなかったようである。(26)

以上述べてきたように、教会内の非会員日本人(朝鮮人)の中には、仕着せ給金払いの奉公人的性格の者以外にも、年季買りに近い、一種の人身売買を通じて教会にはいった者や、社会事業の一環として教会で養育された反対給付として、三〇才までの奉仕義務を負っていた者等々、種々の経緯を経て来た者が存在していたと考えられる。(27)

三

最後に、教会と一般のモッソとの関係についても若干触れてみたい。

当時、日本では、種々の事情から主人のもとを逃亡した者(いわゆる「走り者」)が寺院に保護を求める、といった事が度々生じていたようであるが、各領主権力はそういった動きを禁止、ないし規制してゆくことによってその支配の貫徹をはかる一助としていたといわれている。(28)キリスト教会とて、こういった状況から決して無縁であったわけではない。

「捕われの身ではなくなることを望み〔捕われの身ではないとの口実で——とも訳せる。〕あるいは、キリスト教徒の領主であれ、異教徒〔の領主〕であれ、領主が彼等に対して侮辱を行なったことを理由に、我々の修院に逃げこんで来るモッソが原因となって多くの中傷や不都合が生ずるから、主人達と冷静に交渉できる事情の時であっても、モッソをかばって主人達を怒らせないよう慈悲をもってそれ〔交渉〕を行なうように。むしろ、立ちいらないでいるように。また、〔モッソを〕庇う義務があると思われる時にも、はじめに院長に知らせ、行なうべき事を彼に尋ねた

うえでなければそれを行なわないように。

同様の慎重さは、領主達が自分達を殺すよう命じたのを知り、我々の修院に逃げてくる者についても守られねばならない。そして、その住院にいる全ての者は、殿 Tono[29] が教会の不逮捕の特権 o privilegio da immunidade das igrejas[30] を受けいれて、彼の領地でそれを公布させるように努めるように。というのは、だれかが教会に逃げてくるような事がおこった時に、その者が逮捕されず、領主の役人達が、我々の修院やかこいの中で、彼を殺すために暴力をふるうことのないためである。また、もし領主が異教徒であれば、慈悲の命ずるところに従って、できるだけ秘密裡に、かつ速かに逃亡させるように。

同様に、パードレは、モッソやモッサの懇願や言葉に心を動かされて、キリスト教徒に対して、そのモッソの捕われの身分について交渉してみるようなことのないように。というのは、〔こういったことは〕主人達が教会から離れてしまう原因であり、また、もしそうならなかったとしても、彼等を不愉快な気分にしてしまうからである。また、結局、彼等を解放することは可能にならない。そして、そこでは〔我々が〕モッソに好意を示そうとするために、しばしば、我々は主人達を失なうという事態が生じてしまうからである。それ故、外的俗的法廷の事 do foro exterior e secular であり、我々に関係のない事として、パードレは立ちいらないでいるのがより良いことである。これについても、その他、前述の全てにおいても、パードレが同様の交渉をせねばならないような場合には、何人かのキリスト教徒の手を経てそれを行ない、全てを平和裡に行なうよう委ねるのがより良いことである。[31]」

これと全く同趣旨の規定は、ヴァリニャーノの「服務規定」にも見られるが、ここで引用した史料はパシオのもので、前半が教会に走り入りする者に関する規定、後半はキリスト教徒の所有するモッソの身分についての規定から成っており、前半は更に、モッソの場合と、政治犯的な者の場合とに別けられている。

前半部分については、領主がキリスト教徒であれば不逮捕の特権を付与させるよう努め、異教徒であれば秘密裡に

逃亡させるという基本方針が認められる。即ち、教会側が走り者に対して積極的に援助を与える、という姿勢が見られるようである。しかし、モッソの走り入りについては、冒頭で、主人を怒らせないために不介入でいるように、という原則が明示されている。また、次の何らかの死刑囚（科人）の場合にも、同様に不介入の原則が貫らぬかれていたと考えられる。こういった原則を見ると、教会に対する不逮捕の特権獲得といった方針は、これ等の事柄に教会が積極的に介入せんがためのものではなく、むしろ、不介入でいるためにとられたものであろうと解釈され得る。即ちこの不逮捕の特権は不介入の原則の上にあるもので、教会がある種のアジールを形成することによって、走り入りという行為に積極的な援助を与えんがためにその獲得を目指したものとは解釈できない。また異教徒の領主の場合には秘密裡に逃亡させよとあるのも、その必要があると判断され、院長と協議した上での事と考えられ、ここでもやはり、教会が積極的に逃亡に荷担していたとは思われない。

ところで、この不逮捕の特権なるものが現実にどのように獲得されていったのかについては、現在のところほとんど判明していない。一五八〇年八月一五日付長崎発ヴァリニャーノの総会長宛書翰は、長崎譲渡にかかわる重要な史料で、これまで多くの研究者によって再三引用されてきたが、その中でヴァリニャーノは譲渡をうけるに至った第二の理由として次のように記している。

「第二の理由は、これ〔長崎譲渡〕によってドン・バルトロメオ〔大村純忠〕の領地が安全にされたばかりでなくこの地方の全てのキリスト教界もまた安全にされた、ということだった。というのは、この地がパードレのものになれば、キリスト教徒は、異教徒のある者が背教を強いようとしたり、あるいは、キリスト教徒に対しその他同様の侮辱をなそうとしても、大なる避難所 refugio を持ち得たであろうからである。そして、パードレ達がこの港に集まりはじめた時に、かって多くの者がそうしたように、彼等の土地から離れてこの港に住むようになったであろうからである。彼等がその土地から逃げてしまうとその領主に大きな損害を与えることになるので、彼等〔領主〕は自分が欲

する事でも、キリスト教徒に反しては行なうことができない。このように、こういった方法でもって抑制することになるのである。[32]」

これは、教会自体の問題でなく、長崎の町についての言及であるが、双方が全く無関係であったとは言えない。ここでは、領主権力に対抗する手段、ないしは、迫害時の避難のために、キリスト教徒が長崎に逃げこむ可能性（いわば、一種の都市のアジール的性格）が述べられており、ヴァリニャーノ自身の意図したところは別としても、長崎が領主権力との対抗の場になり得る可能性が示されていると言えよう。

教会の建物そのものについては、一五八二年二月一五日付ガスパル・コエリョの書翰に次のように記されている。

「土地〔長崎〕の主立った者が、以後、教会に逃げこんで来る全ての者について、不逮捕の特権と自由とを守り、教会を尊重し、教会やパードレに対し暴力をふるうようないかなる者からも守る、ということを公に誓った。[33]」

これは、ポルトガル人と日本人との間の私怨が原因となってひきおこされたある事件[34]をきっかけに、ヴァリニャーノの圧力の下で獲得された長崎の教会の特権について述べたもので相手も領主ではなく、長崎の「主立った者」であり、先の規定の内容とは若干異なったケースと考えられる。多分に、相互契約的性格の強いものであったと思われる。

また、政治的な逃亡者については、一五五四年のイルマン・ペロ・ダルカセバの書翰をはじめ、いくつかの例を見ることができる。[35]とまれ、先の規定に従って、具体的にどのような不逮捕の特権が獲得されていったのかを断言することは、現在のところ不可能である。しかし、たとえ走り入りに対し、教会が不介入の原則に立っているとは言え、このような不逮捕の特権は、領国支配貫徹のため不入権を剝奪しつつあった領主権力にとって、無制限に容認できる性質のものでないことは言を俟たない。また、長崎がキリスト教徒の避難所となるといった事は、農民を土地に緊縛し、生産力の確保を画る領主にとっては、もはや宗教のレベルの問題ではなく、ヴァリニャーノ自身言っているよう

に、極めて深刻な政治的問題にならざるを得ない。従ってこのような不逮捕の特権や、それに類した種々の状況は、領主権力と教会との力関係（ないしは、一種の同盟関係）によって設定されていったものに違いなく、この限りにおいて、キリスト教会も、やはり在来の宗教権力となんら択ぶところがなかったとも言い得よう。

次に、後半部分――キリスト教徒の所有するモッソの身分――についても、たとえモッソが懇願してきても、教会はあえてそのような事柄には介入しない、という原則が打出されている。一方、どうしても必要な場合には、キリスト教徒の手を経て交渉にあたるように、とも規定されている。このような方針をとる理由としては、モッソの主人であるキリスト教徒が教会から離れたり、反感を抱いたりする危険があげられている。

以上のように、例外を認めたり、ある程度、不逮捕の特権の獲得を目指したりしてはいたが、原則として走り入りやモッソの身分の移動に関しては不介入（否定的）の姿勢を教会はとり続けたと考えられる。これは、当時の領主権力の志向を考慮すれば当然の方針であり、前述のヴァリニャーノ書翰に示されていたような、領主権力との対抗の姿勢をもし教会が積極的にとり続けていたならば、教会の追放はもっと早い時期に実施されたに違いない。この点、身分に関する介入を避け、走り入りによって生ずる領主権力との軋轢を極力回避しようとした教会の方策は、日本の政状をかなり的確に把握していたものと言い得よう。無論、そのことと、教会がとった方針が宗教として倫理的にどのように評価されるかは全く別問題である。

四

日本イエズス会は、教会内の日常生活維持のために多くの非会員日本人を持っており、彼等が教会構成中にしめた比重は、年とともに増大していったと言えるようである。また、こういった非会員日本人達が教会に至った経緯は様々で、当時の日本の歴史的状況や、イベリア半島両国家による大航海時代という歴史現象を背景にしたものであったと言えよう。たしかに、これらの者が布教事業の上で、直

接華々しい成果をあげることはほとんどなかったであろうが、日常生活上の多くの点でイエズス会は彼等に支えられていたのである。しかし、また、こういった日本人達はその増大により、次第に教会財政を圧迫してゆくようになり教会の経済的没落とともに、その姿を序々に消してゆく運命にあった。

一方、教会外のモッソの身分や、走り者に対し、教会は領主層の動向に対応し、不介入の原則を示したと思われる。これは一面では領主権力との力関係の結果であるが、他方、教会内の非会員日本人（特に不当なモッソ）に対する態度とも、深くかかわっていたと考えられるのである。

註

（1）拙稿「キリシタン教会内の非会員日本人、Ⅰその役割と性格について」（『史学』四八―四所収）

（2）Josephus Franciscus Schütte S.J, Introductio ad Historiam Societatis Jesu in Japonia 1549-1650, Romae 1968 pp. 755-9, 771-89, Constitutiones Societatis Jesu (Textus Hispanus) Romae 1936 pp. 248-9 (P. IX Cap. VI), Josef Franz Schütte S.J, Monumenta Historica Japoniae I. Romae 1975

（3）この表は、多くをSchütte, Introductio とMonumenta Ⅰに拠っている暫定的なものである。以下、出典を明記しておく。

1) J.L. Alvarez-Taladriz, Sumario de Japón, Tokyo 1954 pp. 73, 309

2) Schütte, Monumenta I p. 180, Introductio p. 379. Schema IV. Lista dos Padres e Irmãos desta Província de Japão, pera a Yndia e Europa

3) Schütte, Monumenta I p. 263, Catálogo Tercero de la Viceprovincia de Jappón para Nuestro Padre General Claudio Aquaviva del año de 1588, 補足 Schütte, Introductio p. 322 schema II, p. 379 schema IV

4) Archivum Romanum Societatis Jesu, Roma, Jap-Sin 11 I ff. 84-5v., rf. Schütte, Monumenta I pp. 272-4 1589. 1. 26 Lista pera per o P^e. visitador.

5) Jap-Sin 11 II ff. 218v-9v. 補足 Schütte, Introductio p. 322 schema II (以下 6), 7) も同じ)

6) Jap-Sin 11 II ff. 222v-3

7) Ibid. f. 228

8) Ibid. ff. 251-v., rf. Schütte, Introductio p. 135, 補足 Ibid. p. 322, schema II, p. 379 shema IV.

9) Jap-Sin 11 II f. 255v.

10) J.L. Alvarez-Taladriz, Adiciones del Sumario de Japón, unpublished pp. 515-6

11) Jap-Sin 11 II f. 288v.

12) Schütte, Monumenta I pp. 285-96, Rol das casas & residências que tem a Companhia na Viceprovíncia de Japão neste mez de Novembro do anno de〔15〕92, com os nomes dos Padres & Irmãos que nellas residem 補足 Schütte, Introductio pp. 135-6, 324 schema II p. 380 schema IV 土井忠生「文禄元年の日本耶蘇会目録」(『史学』一九一三所収)

13) Jap-Sin 41 f. 84. Valignano, Apología en la qual se responde a diversas calumnias que se escribieron contra los Padres de la Comp.ª de Jesus de Japón y de la china, Caput. 17°

14) Schütte, Introductio pp. 324, schema II, p. 380 schema IV

15) Ibid., 姉崎正治『切支丹伝道の興廃』二八五—九頁

16) Jap-Sin 14 I f. 131 高瀬弘一郎『キリシタン時代の研究』一九七七′二〇三頁

17) Schütte, Monumenta I pp. 450-1 (441-51), Introductio p. 324, schema II, p. 380 schema IV., Catálogo das pessoas da Viceprovíncia da China e Jappão, com os graos e officios que têm, de Outubro de〔1〕603 Pera Nosso Pe. Geral.

18) Schütte, Introductio p. 324 schema II, p. 380 schema IV

19) Schütte, Monumenta I pp. 510-39 (前掲拙稿表I五五—六頁及びその註㊴七三頁参照)
(Jap-Sin 11 I, 11 II, 41 については′全て上智大学キリシタン文庫架蔵写真版本による)

なお′こういったカタログの他にも′同宿や′モッソ等についての名簿・目録が作成されていた。Schütte, Monumenta I pp. 264-70, Cathalogus eorum qui in Miacensi et Arimensi Seminario degunt qui omnes modo in Arimensi sunt congregati, anni 1588; Jap-Sin 2 f. 80v「地区長である者以外は′だれも同宿を罷めさせたり′うけいれたりしないように。また′地区長は′毎年我々のイルマンについて作成される習慣であるところに従って′日本の上長〔準管区長等〕に彼等に関する特別の情報を提供するカタログを作成するように。」; Ibid. f. 130「会員と′修院の奉仕のための人々の人数を′しかるべきかぬが′それに応じて送られうるために大きな〔主要な〕修院の院長に書き送るように。」(Valignano. Obedientias Cap 7° §5°); Biblioteca Pública da Ajuda. Jesuitas na Asia codice 49-IV-56. f. 153「また′会員・剃髪者・同宿及び小者について′修院にいる者の目録 rol を送るように。」(Pasio. Obediencias cap 6° §5°), (Jap-Sin 2

については、Institutum Historicum Societatis Jesu の御厚意によるマイクロフィルムによる、Ajuda 49-IV-56 については、岡本良知『Jesuitas na Asia』写真版本第三冊による）

（4）高瀬弘一郎、前掲書「キリシタン教会の資産と負債」二三一～六二頁

（5）前掲拙稿六一―二頁及びその註(58)(60)七五―六頁参照

（6）Jap-Sin 3 f. 36v.「尊師〔パシオ〕は、カタログに関して会憲九部六章〔註(2)参照〕の命ずる事、また、その後作成された一五七九年と一五八九年の訓令の命ずる事が遵守され、第一の機会に、統治の役に立つカタログ Catalogo de aptis ad gubernandum が、その他のものとともに我々のもと〔ローマの本部〕に送られるようにするように。というのは、これ〔カタログ〕はほとんど〔ローマに〕到着しておらず、我々は非常に不足を感じているからである。」（一六一〇年一月一日付総会長書翰）、Ibid. ff. 52-v.「たとえ度々失なわれる虞があるとしても、当地〔ローマ〕で我々は統治に役立つカタログや情報を入手していない。私はこれについて、尊師〔ビエイラ〕がゴアからあらゆるものを送った熱意は申し分なく、完璧であったと認めている。今度は、同じ事を日本についても望むものである。」（一六一?年一一月五日付総会長 Mutio Vitelleschi 書翰）、（Jap-Sin 3 については、上智大学キリシタン文庫架蔵写真版本による）

（7）Schütte, Introductio pp. 191-3. アントニオ・マスカレーニャス宛書翰

（8）Jap-Sin 36 f. 168.

（9）Ibid. f. 168v. なお、Jap-Sin 2 f. 130「それぞれの、会員であるパードレやイルマンのためには、毎年二〇タエルがその供給品用に与えられるように。また、剃髪者や同宿のためには六タエルが、更に、各モッソのためには四タエルが与えられるように。」（Valignano, Obedientias Cap 7° §3°）

（10）Schütte, Monumenta I pp. 796-7. この同伴者に対するローマからの見解としては、「日本のプロクラドールのヒル・デ・ラ・マタが、総会長クラウディオ・アクアビーバと協議した諸事項」と題する文書の第五項（正しくは、六項）Jap-Sin 3 ff. 61v-2, の他、一六一一年一月一日付総会長アクアビーバのパシオ宛書翰 Ibid. f. 41, 一六一二年五月二八日付、同前 Ibid. f. 42, 一六一三年一月三〇日付、同前 Ibid. ff. 42-3, 一六一六年一月五日付総会長ビテレスキのカルバーリョ Valentim Carvalho 宛書翰 Ibid. ff. 53-v 等々参照

（11）前掲拙稿五一～三頁及び註(33)七二頁

（12）Jap-Sin 2 f. 127v.

（13）Alvarez, Adiciones pp. 487-8 & n. 52-4, 佐久間正他訳『日本巡察記』一九八～九頁

（14）Real Academia de la Historia, Madrid. Cortes 566 (Jesuitas 15, Leg. 2666) f. 273（東京大学史料編纂所架蔵写真版本による）、なお、この仏語訳は、León Pagés, Histoire

de la Religion chretiene au Japon II Annexes pp. 70-9 また、邦訳は、岡本良知『一六世紀日欧交通史の研究』第4章及び増補、牧英正『日本法史における人身売買の研究』一九六～二〇六頁（但し、双方とも Pagés の仏語訳からの重訳である。）

(15) Jap-Sin 41 f. 83, cap. 16°（上智大学キリシタン文庫架蔵写真版本による）をもとに、一部、Ajuda 49-IV-58 ff. 90-v.（東京大学史科編纂所架蔵写真版本からの複製写真による）によって改めた。また、ローマ本部のこの件に対する態度は Jap-Sin 3 f. 15, 一五九〇年四月一五日付総会長のヴァリニャーノ宛書翰に窺うことができる。更に、註(20)の本文中の引用史料一〇―一頁にもこの事実が述べられている。

(16) Cortes 566 ff. 273-v.「その事が論ぜられた後、前述の司教聖下も、全パードレも、二つの事を決定することに一致し、同意した。第一は、当地日本ではこれらの売買の中にある多くの罪や、良心の苛責が存在しうるのを、よりよい方法で妨げることは高位聖職者たる司教聖下に属する。故に、前述の罰の下に、破門を新に再公布し、何人に対しても、捕われの者としても、また奉仕年限〔の者として〕であっても買われたモッソを売買したり、日本から連れ出す許可を与えぬようすべきである第二は、国王陛下の側から、これらの悪が有効に阻止されるために、聖下は、国王陛下にこのことが思いうかべられるよう努めるべきである。」

(17) Ibid. f. 273v.

(18) Ibid. 日本側の史料にも全く同じ記述が見られる。僧慶念「朝鮮日々記」霜月一九日条「同十九日ニ、日本よりもよろつのあき人もきたりしなかに、人あきないせる物来り、奥陣よりあとにつきあるき、男女老若かい取て、なわにてくひをくゝりあつめ、さきへおひたて、あゆひ候ハねハあとよりつへにておつたて、うちはしらかすの有様ハ、さなからあほうらせつの罪人をせめけるもかくやとおもひ侍る。〔中略〕かくの如くにかいあつめ、たとへハさるをくくりてあるくことくに、牛馬をひかせ荷物もたせなとして、せむるていは、見る目いたはしくてありつる事也。」（内藤雋輔『文禄慶長役における被擄人の研究』六〇一頁）また、こういった背景のもとに、一七世紀になると朝鮮人イルマンが入会するという動きがおこるようになった。Ajuda 49-IV-56 f. 193 Determinação dos Pes. geraes「総会長アクアビーバに対し、朝鮮人を会にうけいれる許可が申請された。彼は〔一〕六〇八年一二月の書翰で管区長パシオに対し、以下の言葉をもって返答した。‖尊師〔パシオ〕とその後継者に対し、中国人や日本人をうけいれるのに対し我々が与えてきたように、朝鮮人をうけいれることのできる許可を与える。しかし、〔うけいれる〕各人は、はじめに十分調査され、試めされる必要がある。」; Jap-Sin 3 f. 36, De outra〔carta〕do mesmo Pe. g〔eneral Aquaviva〕fa o mesmo Pe. vicep〔rovincial Pasio〕de 9 de Dezembro de〔1〕608

「20, 尊師〔パシオ〕とその後継者に対し、中国人や日本人をうけいるのに対し我々が与えてきたのと同じ方法で、朝鮮人をうけいれることのできる許可を与える。しかし、各人は、はじめに十分調査され、試めされる必要がある。」

(19) 日本での管轄権が具体的にどのような範囲をしめすものであったのか明らかでないが、第一回総協議会諮問三に対する答申や、その裁決に司教の管轄権についての記述が見られる。「第二の理由は、日本ではいかなる管轄権も権力も持っていないし、今のところ持ち得ない。また、職務を遂行しうるだけの権威も持てないからである。」Jap-Sin 2 f.46;「日本について多くの経験を持つ者でなければ、彼等と交際するいかなる者でも特に管轄権を行使しようとする者であれば、必ず障碍を生じ、多くの不都合の原因となってしまう。また、しばしば司教やその代理人は、これについて、パードレを信用せず、彼等の想像で行動してしまいうる。特に何らかの利益を望んで日本に渡ることを欲する者が生ずる。故に、教皇聖下が、中国司教の管轄権から日本を分離するか、あるいは、彼に対し日本の諸事に介入せず、経験のあるパードレ達の考えに従うよう命じてくださる必要がある、と主の御前において私には思われる。」Ibid. ff.70v-71

(20) Cortes. 566 f.275

(21) この会議の出席者を本文f.273と署名f.275v.により次に列挙しておく。日本司教ルイス・セルケイラ、巡察師アレッサンドロ・ヴァリニャーノ、準管区長ペドロ・ゴメス、地区長フランシスコ・パシオ、同ディオゴ・デ・メスキータ、同メルショール・デ・モウラ、同アフォンソ・デ・ルセナ、同アロンソ・ゴンサルベス、オルガンティノ・ソルド、フランシスコ・カルデイロン、ヒル・デ・ラ・マタ、チェルソ・ゴンファロネロ、ヴァレンティン・カルバーリョ、ルイ・バレト及び司教付書記マテウス・デ・コーロス

(22) 当時、日本イエズス会の行なった種々の会議において、出席者は必ずしも自由に発言し得なかったようで、議事はそこでの上長の見解によって進められる傾向があった。しかし、各人は、協議の前後に勝手に自己の見解をローマに書き送り、ローマではこれらの動きが大変訝られていた。Algunas cousas q̃ o Pe. Gil da matta procurador de Japão tratou com N.P.G. Claudio Aquaviva, Jap-Sin 3 f.61v.「四(マヽ)〔正しくは五〕、また総会長も、日本において顧問のパードレ達が、上長が一方に傾いたのを見て自分の考えを自由に発言せず、そのために、多くの事柄について自分の考えに反して語ってしまった、と〔ローマに〕書き送ってくることを、大変遺憾に思っている。だから、もっと心の中を表わし、上長達も、協議の冒頭で自分の心が傾いている事を表わさないよう〔総会長は〕望まれている。」ここで言う「上長」が、具体的に特定の人物を想定しているのか否かは定かでないが、ヴァリニャーノがそういった「上長」のひとりとして考えられていたことはほぼ疑いの

ないところである。カルデイロンは、一五九二年の管区会議に出席したパードレ達がヴァリニャーノに遠慮して自由に発言できなかった事を述べ、総会長に対し、ヴァリニャーノ(巡察師)に特権を与えないように要望している。Jap-Sin 11 II f. 309v.

(23) Ajuda 49-IV-56 f. 150 cf. Valignano Obedientias Cap (3) §3°, rf. Alvarez. Adiciones pp. 488 n. 54, 498-511

(24) 前掲拙稿 註(35)七二頁の引用史料参照

(25) Alvarez, Sumario pp. 343-4 Cap. XXX.

(26) 前掲拙稿 註(48)七四頁引用史料参照

(27) こういった一種の人身売買の起源を日本国内に求めるか、あるいはヨーロッパに求めるか俄に決し難い。多分、日本的なものが主体となり、そこにヨーロッパ的なものが絡み合った形で行なわれていったものであろう。『古事類苑』政治部二・三『徳川禁令考』、『御触書集成』(捨子之部等)、牧英正『近世日本の人身売買の系譜』等参照

(28) 「相良氏法度」「塵芥集」「結城氏新法度」等々に見られる走り入り禁止規定。(石井進他校註『中世政治社会思想』所収)平泉澄『中世に於ける社寺と社会との関係』、田中久夫「戦国時代に於ける科人及び下人の社寺への走入」(『歴史地理』七六―二所収)

(29) Real Academia de la Historia, Jesuitas 28, Leg 7238 f. 186 (東京大学史料編纂所架蔵写真版本による)によれば、「殿」の前に「キリスト教徒の」がある。Ajuda のものにはこれが欠けているので本文訳ではそのままにしたが、文脈からも当然充うのが妥当であると思われる。なお、これに対応するヴァリニャーノの規定 Jap-Sin 2 f. 139v. (Cap 18° §6°)にも「キリスト教徒の殿」とある。

(30) インドにおけるこうしたInmunidadに関しては、一五六九年十月一八日にマドリードにおいてフェリーペ二世が勅許状Cédulaを公布している。Recopilación de Leyes de Los Reynos de Las Indias, Consejo de la Hispanidad, Madrid 1943, Tomo I Libro I Título V pp. 34〜5, また、その関係法令としては Ibid. Título VII p. 69, Libro II Título XVIII p. 411, Título XXXI p. 485 etc. 蛇足ながら M. Weber, Abriss der universalen Sozial und wirtschaftsgeschichte におけるImmunitätは、その邦訳『一般社会経済史要論』上巻では、「自由支配」と訳されている。

(31) Ajuda 49-IV-56 ff. 163v-4, Pasio Obediencias Cap 15° §5°, cf. Jap-Sin 2 f. 139v.

(32) Jap-Sin 8 I ff. 277-9, Alvarez, "La Confirmación (1580) de la Donación de Nagasaki (1570)" (『天理大学学報』三一所収)、また、Jap-Sin 2 f. 62v.「〔長崎と茂木の地のうけいれの〕第二の理由は、この地のキリスト教界は、キリスト教徒や異教徒のいろいろの領国に分散しており、度々異教徒の領主から迫害されるパレードやキリスト教徒の維持のために多くの住院を我々は持っている。〔だから〕同様の迫害や戦

争がおこった時に、逃げこむことのできる強固な場所を持つことが、大変重要であるからである。」(Jap-Sin 8 I については、上智大学キリシタン文庫架蔵写真版本による)

(33) Evora Cartas II ff.21v-2' 村上直次郎『イエズス会日本年報』上 四二—五頁

(34) Guzman, Historia de los Misiones de la Compañia de Jesus en la India Oriental, en la china y japón pp.416-7. 新井トシ訳『グスマン東方伝道史』下巻 二五一—二頁

(35) Evora Cartas I f.24v. 村上直次郎『イエズス会士日本通信』上 四八頁。その他に、Ibid f.474 村上『通信』下 四七二—三頁。ロレンソ・メヒア書翰、Frois, Segunda Parte da Historia de Japam f.49v. (Editados e anotados por João do Amaral Abranches Pinto e Yoshitomo Okamoto p.104)

(極めて未熟なものではあるが、このような報告をまとめることが出来たのは、中井信彦・高瀬弘一郎両先生から賜った日頃のご指導のお蔭である。末筆ながら銘記して、両先生に心からお礼申しあげたいと思う。)